目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第８８号	専決処分の承認を求めることについて （市長等の給料の減額支給に関する条例）	職　員　課	１

議案第８８号

専決処分の承認を求めることについて

市長等の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

市長等の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年１１月２１日

熊谷市長　小　林　哲　也

市長等の給料の減額支給に関する条例

市長、副市長（市長が別に定める者に限る。）及び教育長の令和５年１２月及び令和６年１月の給料は、熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成１７年条例第４８号）別表第１に規定する給料月額に１０分の１を乗じて得た額を減じてそれぞれ支給する。

附　則

この条例は、令和５年１２月１日から施行する。